



# 貸切バスご利用のお客様へのお願いとご注意

この度は弊社の貸切バスをご利用頂きましてありがとうございます。  
お客様が楽しく快適なご旅行をお楽しみ頂けるようにバス会社からお願いがありますので、  
お読み頂きますようお願い申し上げます。

## ① 運送申込書へのご記入のお願い

平成24年4月に関越自動車道で発生したバス事故を受けましてお客様とバス会社の取引内容の明確化及び公正な取引の確保を図るため、両者に対し、運送に関する文書の作成・保存を平成24年7月20日のお申し込み分から国土交通省による通達により義務付けることとなりました。

(道路運送法第9条の2第1項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業者(貸切バス事業者)から交付された旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年運輸省令第44号)第7条の2に規定する運送引受書の記載事項が必須となりました。)

したがって、貸切バスをご予約の際におわかりになる範囲をご記入頂き最終確認時(概ね運行開始1週間前)までに、全項目記入の上ご提出頂きたいのをお願い申し上げます。

申込書をお送り頂き当社にて「運送引受書・乗車券」を発行させて頂きますので、お客様で旅行中及び旅行終了時まで保管頂きますようお願い申し上げます。

(旅行業法等関係法令により保管期間が定められている場合は必要期間保存願います)

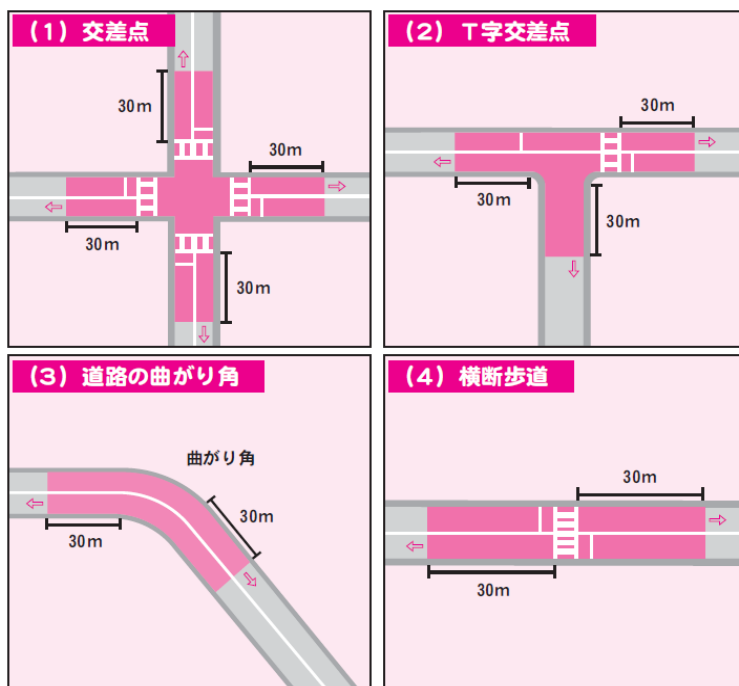
平成28年11月より、運賃・料金の下限額及び、旅行者との手数料額を記載するようになりました。

## ② 配車場所・乗降場所の確保のお願い

駐車禁止場所でのお客様の乗降は禁止されております。

下記の場所では乗降できません。(駐車禁止場所)

- (1) 「駐停車禁止」の標識や道路標示のある場所。
- (2) 軌道敷内。
- (3) 坂の頂上付近やこう坂の急な坂。
- (4) トンネル。
- (5) 交差点とその端から5m以内の場所
- (6) 道路の曲がり角から5m以内の場所
- (7) 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5m以内の場所
- (8) 踏切とその端から前後10m以内の場所。
- (9) 安全地帯の左側とその前後10m以内の場所。
- (10) 路線バス、路面電車の停留所の標示板(標示柱)から10m以内の場所  
(運行時間内に限ります)
- (11) 高速道路上(高速道路のバスストップを含む)



私有地等におきましても、所有者等からお客様にて使用許可を得て頂いた場所での乗降をお願いいたします。

大型バスは長さ12m×幅2.5m、中型バスは長さ9m×幅2.5m、  
小型バスは長さ7m×幅2.3mが車両サイズです。

### ③適正な配車時間のお願い

基本的にはお客様がご希望の出発時間10分前にバスを配車いたします。  
お客様代表者様と乗務員との打合せ時間、お荷物積み込み時間、お客様乗車時間を含めましても10分程度で可能です。  
飲料等お荷物を大量に積み込み頂く場合はお時間がかかる場合がございますので、予約時にお申し付け下さい。  
なお、お約束の出発時間より30分経過しましてもお客様よりの連絡がない場合、もしくはお客様がご乗車頂けない場合は、契約を解除させていただきます(その場合でも契約のバス運賃は全額お支払い

### ④走行中車内でのシートベルトのご着用をお願い

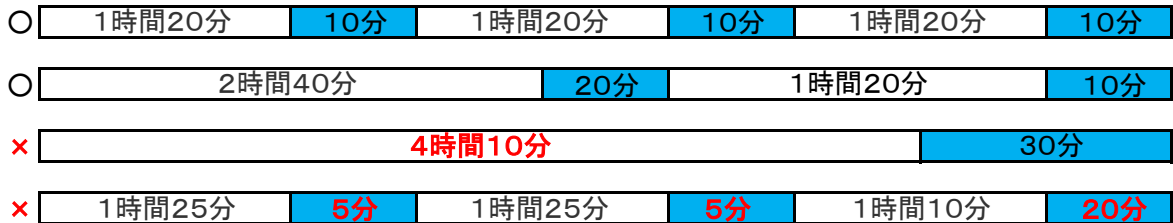
道路交通法の改正により、平成20年6月1日からは後部座席におけるシートベルト着用が義務化され、バスのお客さまにつきましてもシートベルト着用義務の対象となります。  
もとより安全運転に徹しておりますが、昨今の交通事情からして万が一のことが生じないとも限りませんので、法律の趣旨をご理解いただきまして、シートベルトを必ず着用くださいますようお願い申し上げます。  
バスの車内事故防止に皆様のご理解とご協力をお願いします。

### ⑤行程作成上のご注意

厚生労働大臣による改善基準告示により、連続運転時間は4時間が限度と定められております。運転開始後(回送含む)4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断して30分以上の休憩等を確保し行程を作成頂きますようお願いいたします。

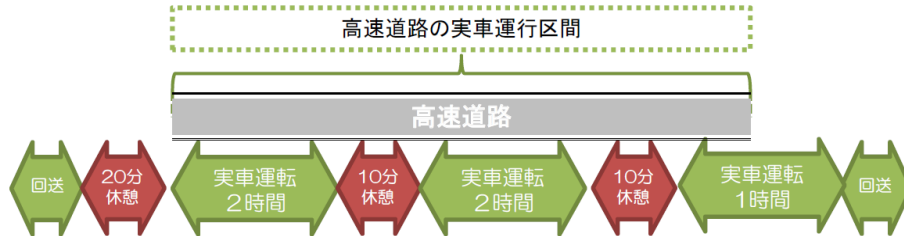


ただし、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に運転を中断する場合の休憩等については、少なくとも1回につき10分以上としたうえで分割することができます。

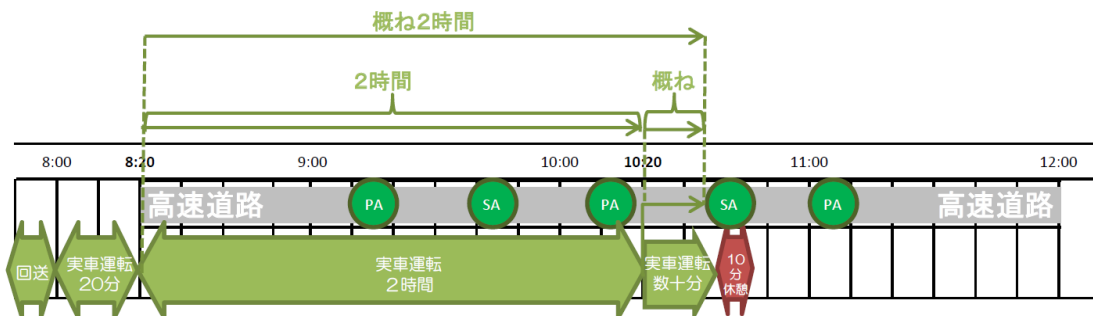


①高速道路の実車運行区間においては、連続運転時間は、運行指示書上、概ね2時間までとします。

※夜間運行については、全ての実車運行区間において連続運転時間、運行指示書上、概ね2時間。以下((4)参照)



②概ね2時間の「概ね」は連続運転時間が2時間を超える次のSA又はPAで休憩を取ることを指します。



## ⑥ 交替運転者の乗務について

法令等の定め及び当社の運行基準により、1日の乗務距離・時間が定められております。  
ワンマン(運転者が一人乗務)運行の要件を満たさない場合は、ツーマン(交替運転者を含め2名)での運行となります。

主なワンマン運行の要件

- ・昼間運行(概ね5:00～23:00の間の運行)
- ・短距離運行(概ね500km以下の運行・条件を満たせば最大600kmまで可)
- ・運行時間(出庫～入庫まで)最大14時間(休憩・待機時間を含む)  
(途中8時間以上の休息が取得出来る(宿泊・仮眠施設での)場合はその時間を控除可)
- ・連続運転時間4時間を超過しない運行
- ・1日の運転時間9時間を超えないもの(回送含む)

【ツーマン運行であっても、最大運行時間は18時間以内です】

※詳しくは、行程表をご提示の上お問い合わせ下さい。

※交替運転者を乗務させる運行は、「交替運転者配置料金」が必要となります。

## ⑦ 駐車場の確保について

最近観光地周辺などで周辺にお住まいの皆様からの要請などにより、バスの駐車違反取締が盛んに行われております。

道路上の駐車は交通の支障となり、道路交通法違反です、  
行程上における見学地及び宿泊地でのバス駐車場の確保(予約等)をお願い致します。

また、駐車場を行程表に明記いただきますようお願いいたします。

## ⑧ 貸切バスはタクシーとは違います。

貸切バスはお客様から頂戴しました行程表に基づき、バスの通行出来るルート等を調べ運行管理者がドライバーに運行指示をおこない運行しております。

好天時、悪天時の行程等違う場合や立ち寄り箇所、見学箇所は最終確認時まで「最終行程表」をご

貸切バス運送約款抜粋

(全文をご希望のお客様は予約時にお申し付け下さい。)

|   |
|---|
| <p>1. 係員の指示<br/>旅客は、当社の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職務上の指示に従わなければならない。<br/>この指示を行うため必要があるときは、各車両ごとに当該車両に乗車する旅客の代表者の選任を求めることがあります。</p> <p>2. 運送の引受け及び継続の拒絶<br/>当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶し、又は制限することがあります。<br/>(1) 運送の申込みがこの運送約款によらないものであるとき<br/>(2) 運送に適する設備がないとき<br/>(3) 運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき<br/>(4) 運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき<br/>(5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき<br/>(6) 旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則の規定に基づいて行う措置に従わないとき<br/>(7) 旅客が旅客自動車運送事業運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき<br/>(8) 旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき<br/>(9) 旅客が監護者に伴われていない小児であるとき<br/>(10) 旅客が付添人を伴わない重病者であるとき<br/>(11) 旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症(入院を必要とするものに限る。)の患者(これらの患者とみなされる者を含む。)又は新感染症の所見のある者であるとき<br/>運送の継続を拒絶されたときは、当該旅客について当該運送契約に係る運送の全部が終了したものとみなします</p> <p>3. 運送の申込みと契約の成立<br/>(1) 運送の申込み<br/>当社に旅客の運送を申し込む者は、所定の事項(申込者の氏名や団体の名称などのほか、乗車申込人員、車両数、配車の日時・場所、旅行の日程、運賃の支払い方法など)を記載した運送申込書を提出しなければならない。<br/>(2) 運送契約の成立<br/>当社は、運送申込書の提出があった場合において、当該運送を引き受けることとするときは、契約責任者に対し、第13条第1項の規定により、運賃及び料金の支払いを求めます。<br/>所定の運賃及び料金の20%以上の支払いがあったときには、運賃及び料金に関する事項を記載した当社所定の乗車券(以下「乗車券」という。)を発行し、これを契約責任者に交付します。<br/>運賃及び料金の支払時期について、特別の定めをしたときは、当社が当該運送を引き受けることとしたときに乗車券を発行し、これを契約責任者に交付します。<br/>運送契約は、乗車券を契約責任者に交付したときに成立します。</p> <p>4. 違約料<br/>当社は、契約責任者が、その都合により運送契約を解除するときは、その者から、次の区分により違約料を申し受けます。<br/>配車日の14日前から8日前まで所定の運賃及び料金の20%に相当する額<br/>配車日の7日前から配車日時の24時間前まで所定の運賃及び料金の30%に相当する額<br/>配車日時の24時間前以降所定の運賃及び料金の50%に相当する額<br/>2 当社は、契約責任者が、その都合により配車車両数の20%以上の数の車両の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、その者から、減少した配車車両につき、前項の例により算出した額の違約料を申し受けます。<br/>3 当社は、当社の都合により運送契約を解除し、又は配車車両数の減少を伴う運送契約の内容の変更をするときは、契約責任者に対し、前項の例により、違約料を支払います。<br/>4 前項の規定は、天災その他やむを得ない事由による場合には適用しません。</p> <p>5. 異常気象時等における措置<br/>当社は、天災その他の事由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときには、運行行程の変更、一時待機、運行の中止その他の措置を講ずることがあります。</p> <p>6. お客様に対する当社の責任<br/>当社は、当社の自動車の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これ によって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかつたこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失があったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかつたことを証明したときは、この限りではありません。<br/>当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限りします。<br/>当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任しません。</p> <p>7. 旅客の責任<br/>当社は、旅客の故意若しくは過失により又は旅客が法令若しくはこの運送約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。</p> |
|---|

その他「貸切バスのご利用について」のリーフレットも併せてご覧下さい。

公益社団法人 長野県バス協会会員

貸切バスのお問い合わせ・お申し込みは



株式会社 関電アメニックス 北アルプス交通事業部

〒398-0001 長野県大町市平180番地8 電話0261-22-0799(代表) FAX0261-22-8700

ホームページもご覧下さい。 <http://kitaalps-kotsu.k-amenix.co.jp/>